

上場投資信託の信託約款変更のお知らせ

2022年12月2日

各位

管理会社名	ワールド・ゴールド・トラスト サービス・エルエルシー (管理会社コード 13264)
代表者の 役職・氏名	最高経営責任者 ジョセフ・R.・カバトーニ
代理人の 居所又は住所	東京都千代田区大手町一丁目 1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
代理人の 役職・氏名	弁護士 伊東 啓
連絡先	西村あさひ法律事務所
担当者氏名	弁護士 山本 明
電話番号	03-6250-6200

当社が管理会社となっている SPDR®ゴールド・シェア（銘柄コード：1326）につきまして、スポンサーとしての当社（以下「スポンサー」といいます。）と、受託者としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、2022年11月30日付で、SPDR® ゴールド・トラスト（以下「本信託」といいます。）の2004年11月12日付信託約款（その後の変更を含み、以下「信託約款」といいます。）の第9修正（以下「本修正」といいます。）を締結いたしました。

2022年11月30日、JP モルガン・チェース銀行(JPMorgan Chase Bank, N.A.)（以下「JPM」といいます。）および専ら本信託の受託者の地位でザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「受託者」といいます。）は、特定貴金属口座契約（以下「特定口座契約」といいます。）および非特定貴金属口座契約（以下、特定口座契約とあわせて「カストディ契約」と総称します。）を締結いたしました。カストディ契約に基づき、JPM は追加カストディアンとして、ロンドン、ニューヨークおよびチューリッヒに所在する金庫内の本信託の金を保護するための追加カストディアンを務めます。

信託約款に従って、スポンサーは受託者に対して、JPM を本信託の金にかかる追加カストディアンとして雇用するよう指示しました。本修正は、かかる変更に適格させるために、(i)認定参加者が JPM に金を預託するまたは JPM から金を受領する場合の、認定参加者非特定金口座にかかる JPM の要件に適格させるための、参加者のカストディアンの定義の拡張、(ii)受託者の電子発注システムを通じて発注されるカストディアンが複数いる場合に、認定参加者は

どのカストディアンに設定または解約の注文を出すことができるのか、スポンサーに対して特定することを必要とする通知規定の追加、(iii)スポンサーが受託者に対して、複数の特定金口座間で本信託の金を振り替えるように、指示することを可能にする規定の追加および(iv)その他これらに合わせた修正、を含む信託約款の一定の規定を改訂しています。

「第9修正」による信託約款の変更は、2022年12月6日付で発効します。

別紙 信託約款の第9修正（和訳）

以 上

[訳 文]

SPDR® GOLD TRUST**2004年11月12日付****信託約款****2022年11月30日付第九修正**

この2022年11月30日付修正(以下「本修正」という。)は、World Gold Trust Services, LLC (以下「スポンサー」という。)をSPDR® Gold Trust (以下「本信託」という。)のスポンサーとし、The Bank of New York Mellon (以下「受託者」という。)を本信託の受託者として2004年11月12日付で締結された本信託の信託約款(随時の修正を含み、以下「本信託約款」という。)を修正するものである。

本信託約款第3.02条(b)の規定に従って、スポンサーは受託者に対し、本信託の金にかかる追加コストディアンとして、JP モルガン・チェース銀行を雇用することを指示した。

スポンサーおよび受託者は、①バスケットの設定または解約に関し、参加者が、コストディアンとしてのJP モルガン・チェース銀行に金を預託するまたはJP モルガン・チェース銀行から金を受領する場合、かかる預託または受領に関して参加者によって利用される参加者非特定金口座が、ロンドン・プレシャス・メタルズ・クリアリング・リミテッド(London Precious Metals Clearing Limited)の会員である金決済銀行に維持される必要があること、ならびに②バスケットの設定または解約に関し、参加者が金を預託できるまたは受領できるコストディアンが複数いる場合、スポンサーは、バスケットの設定または解約に関し、参加者、受託者および該当するコストディアンに対して、参加者がどのコストディアンに金を預託するまたはどのコストディアンから金を受領するかを特定するものとするを規定すべく、本信託約款の修正を希望している。

本信託約款第10.01条は、関連する部分において、スポンサーおよび受託者が、「瑕疵または矛盾がある可能性のある本信託約款の規定についてあいまいさの解消または修正もしくは補足を行うため、また本信託約款によって発生した問題または疑義に関連して、スポンサーが誠実に判断するところにより受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないような規定を定めるため」に、本信託約款の修正を行うことができる旨を定めている。

本書に提案された修正が受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないとのスポンサーの誠実な判断を含め、本修正を本修正の当事者および受益的所有者に対する法的拘束力を有する有効な証書とするために必要な条件および要件は全て充足されている。

従って、スポンサーおよび受託者は以下の通り合意する。

1. (a) 本信託約款第 1 章により定められた「参加者のカストディアン」の定義は、本書により以下の通り読み替えられる。

「参加者のカストディアン」

①参加者契約に従い、カストディアンとしてのエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)もしくはその承継人に参加者非特定金口座が維持されることが求められる場合、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc)もしくはその承継人、または②参加者契約に従い、ロンドン・プレシヤス・メタルズ・クリアリング・リミテッド(London Precious Metals Clearing Limited)の会員もしくはその承継人である金決済銀行またはその承継人に参加者非特定金口座が維持されることが求められる場合、当該金決済銀行もしくはその承継人を意味するものとする。

- (b) 本書により、以下の新設された第2.03条(i)が本信託約款に追加される。

- (i) バスケットの設定および発行に関し、参加者がバスケット設定金預託数量を預託できるカストディアンが複数いる場合、スポンサーは随時、参加者、受託者および該当するカストディアンに対して、どの1または複数のカストディアンにバスケット設定金預託数量が預託されるかを特定するものとする。かかる特定は、受託者の電子発注システムを通じた、どの1または複数のカストディアンにバスケット設定金預託数量が預託されるかにかかる、受託者に対する随時の指示のもと、スポンサーによって実施される。

- (c) 本書により、以下の新設された第3.02条(h)が本信託約款に追加される。

- (h) 本約款の別段の定めにかかわらず、本信託が1または複数のカストディアンが維持する複数の信託特定金口座を有する場合には、スポンサーは、当該信託特定金口座の残高を把握する責任を負うものとする。スポンサーが、あるカストディアンが維持する信託特定口座に保有される金を、当該または他のカストディアンが維持する1または複数の信託特定金口座に振り替えるべきであると判断する場合、スポンサーは、関連するカストディアン契約に従ってかかる振替えの効力を生じさせるよう、当該契約で許容される限度で、受託者に指示し、受託者は、関連するカストディアン契約に従って、当該振替えの効力を生じさせるよう、関連するカストディアンに指示するものとする。

本信託が1または複数のカストディアンが維持する複数の信託特定金口座を有する場合には、受託者は、信託特定金口座内で金の振替えを実施すべきかを判断することにつき、信託特定金口座の残高を把握する一切の責任を負わない。受託者は、1または複数のカストディアンが維持する信託特定金口

座内で金を振り替える、スポンサーによる判断もしくは指示または当該判断もしくは指示による直接もしくは間接的な結果(当該判断もしくは指示によってまたはスポンサーが指示をしなかったことによって生じた損失を含む。)について、一切の責任を負わない。スポンサーから受託者に対して、1または複数のカストディアンが維持する信託特定金口座内での金の振替えの効力を生じさせる旨の指示がない場合、受託者は当該カストディアンに対してかかる振替指示を行う権限を有しないものとする。

(d) 第5.02条(c)第二文は、本書により以下の通り読み替えられる。

原則として、かかる分配は、(A)解約を行う参加者の参加者非特定金口座に対する、解約を行う参加者の解約請求の対象となる解約バスケットにより証される本信託が保有する金の割合的な未分割の持分に相当する金の数量の計上額に、(B)現金額(以下「現金解約額」という。)を加減した額から構成されるものとする。

(e) 本書により、以下の新設された第5.02条(g)が本信託約款に追加される。

(g) バスケットの解約に関し、参加者が解約分配に含まれる金を受領できるカストディアンが複数いる場合、スポンサーは随時、参加者、受託者および該当するカストディアンに対して、参加者が解約分配に含まれる金をどの1または複数のカストディアンから受領するかを特定するものとする。かかる特定は、受託者の電子発注システムを通じた、参加者が解約分配に含まれる金をどの1または複数のカストディアンから受領するかにかかる、受託者に対する随時の指示のもと、スポンサーによって実施される。

2. 本修正により修正される事項を除いて、本信託約款は修正されないものとし、完全な効力を有するものとする。

3. 本修正についての書面通知(別紙様式による。)は、本信託約款第10.01条(b)の定めに従い交付されるものとする。

4. 本修正で定義されていない大文字表記の語は、本信託約款でかかる語に与えられた意味を有するものとする。

5. 本修正は、任意の部数の副本により作成することができ、各副本は、作成および交付された時に、原本とみなされるものとするが、その全てが全体として単一かつ同一の修正を構成するものとする。

6. 本修正は、2022年12月6日から効力を有するものとする。

[以下署名頁]

上記の証として、スポンサーおよび受託者は、本修正を冒頭記載の日付で、適式に作成および交付した。

World Gold Trust Services, LLC

スポンサー

署名：[署名] _____

氏名 ジョセフ・R・カバトーニ

役職 最高経営責任者

The Bank of New York Mellon

受託者

署名：[署名] _____

氏名 マイケル・スペーツ

役職 ヴァイス・プレジデント

[SPDR® Gold Trust 信託約款第九修正の署名頁]

SPDR® Gold Trust

信託約款の修正に関する通知

スポンサーから受託者に対する、JP モルガン・チェース銀行を本信託の金にかかる追加コストディアンとして雇用させる旨の指示に関係して、①本受益権のバスケットの設定または解約に関し、認定参加者が、コストディアンとしての JP モルガン・チェース銀行に金を預託するまたは JP モルガン・チェース銀行から金を受領する場合、かかる預託または受領に関して認定参加者によって利用される非特定金口座が、ロンドン・プレシヤス・メタルズ・クリアリング・リミテッド(London Precious Metals Clearing Limited)の会員である金決済銀行に維持される必要があること②本受益権のバスケットの設定または解約に関し、認定参加者が金を預託できるまたは受領できるコストディアンが複数いる場合、スポンサーは、本受益権のバスケットの設定または解約に関し、認定参加者、受託者および該当するコストディアンに対して、参加者がどのコストディアンに金を預託するまたはどのコストディアンから金を受領するかを特定するものとする。さらに、かかる特定は受託者の電子発注システムを通じて実施されうること、ならびに③本信託が複数の特定金口座を有する場合には、スポンサーは、特定金口座の口座残高を把握し、スポンサーが、金をある特定金口座から、1または複数の特定金口座に振り替えるべきであると判断する場合には、スポンサーは、振替えの効力を生じさせるよう、受託者に指示し、これを受けて受託者は、振替えの効力を生じさせるよう、関連するコストディアンに指示するものとする。さらに、受託者は、特定金口座内で金の振替えを実施すべきかを判断することにつき、特定金口座の残高を把握する一切の責任を負わず、受託者は、特定金口座内で金を振り替える、スポンサーによる判断もしくは指示または当該判断もしくは指示による直接もしくは間接的な結果について、一切の責任を負わないことを規定すべく、本信託約款は修正されました。

上記の修正は、2022年12月6日から効力を有するものとします。

この通知は、本信託約款の定めに従い交付されます。SPDR®ゴールド・シェア(SPDR® Gold Shares)の所有者によるいかなる行為も必要ではありません。

The Bank of New York Mellon

受託者